

媛教互第 103 号  
令和 4 年 3 月 24 日

各所属所長 様

一般財団法人愛媛県教職員互助会  
理事長 仙波 純子  
(公印省略)

「一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程」の一部改正について

令和 4 年 3 月 23 日開催の理事会で「一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程」の一部が改正され、令和 4 年 4 月 1 日から下記の事項が変更となりますので、会員の皆様に御周知の程よろしく申し上げます。

#### 記

##### 1 災害見舞金の区分及び給付額の例外

激甚災害の発生により損害を受けた会員が多数であることその他特別の事情があるときは、現行の区分及び給付額にかかわらず、理事会の決議を経て別に定める額を給付することとなります。

##### 2 結婚祝金の給付要件の緩和

会員としての期間が 6 月以上の者を給付要件としていましたが、会員としての在籍期間を問わず給付されるようになります。

##### 3 出産祝金の給付対象者の拡大

出産者及び配偶者がともに会員であるとき、給付を出産者に限っていましたが、出産者に限定せず、双方に給付されるようになります。